令和８年第５回那須烏山市議会９月定例会（第６日）

令和８年９月１６日（水）

開議　午前１０時００分

閉会　午前１１時３０分

◎出席議員（１４名）

１番	佐藤利奈	２番	東原勇二
３番	秋葉泰輔	４番	小室　悟
５番	佐々木　豊	６番	大橋　誠
７番	髙木洋一	８番	堀江清一
９番	青木敏久	１０番	矢板清枝
１１番	小堀道和	１２番	相馬正典
１３番	渋井由放	１４番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	木曽賢治
総合政策課長	関　雅人
まちづくり課長	星　貴浩
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	永島一広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡　誠
こども課長	草分知賀子
農政課長	小口正一
商工観光課長	髙野成彰
都市整備課長	松鳥和行
上下水道課長	石嶋賢一
学校教育課長	齋藤浩文

生涯学習課長	塩野目　豊　一
代表監査委員	樋　山　　隆

◎事務局職員出席者

事務局長	菊　地　唯　一
書　　記	大　塚　勇　人
書　　記	吉　川　和　穂

○議事日程

日程　第　１　認定第　１号～認定第　８号　那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決

日程　第　２　請願書等審査結果の報告について（議長提出）

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

［午前１０時００分開議］

○議長（相馬正典）　　おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は、１４名全員でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第１　認定第１号～認定第８号　那須烏山市決算の認定について

○議長（相馬正典）　　日程第１　認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定８議案を議題といたします。

本件は、去る９月７日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、認定第１号及び認定第２号、認定第４号、認定第５号のうち税務課所管部分並びに認定第６号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長、平塚英教議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、平塚英教議員。

〔総務企画常任委員会委員長　平塚英教　登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（平塚英教）　　おはようございます。総務企画常任委員会委員長の平塚英教でございます。決算審査の結果報告を行いたいと思います。

令和８年９月１日の本会議において提案され、同月７日に本委員会に付託された、総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の令和７年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、９月８日及び９月９日の２日間にわたり、第１委員会室において、総務企画常任委員会委員４名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

総合政策課。

市公式ＬＩＮＥの拡張機能を活用した広報活動の強化や、行政手続のオンライン化の取組を評価する。その機能を十分に発揮させるため、引き続き、庁内におけるデジタル人材の育成に努められたい。

また、市民のデジタルデバイド解消に向けた出前講座等も継続的に実施し、利用者が取り残されることのないように、ＤＸの推進に万全を期されたい。

第３次総合計画に基づく諸事業の推進に当たっては、庁内における適切な進捗管理を一層徹底し、各事業の成果や課題の検証を的確に行うことで、本市の重要課題の解決につなげられたい。

また、進捗状況や取組実績のＰＤＣＡサイクル全般について、その経過や成果を市民に分かりやすく伝える方策を検討されたい。

まちづくり課。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の充実やポータルサイトの追加により、総合計画における目標額を大きく上回る寄附件数や寄附額を確保できている点を高く評価する。引き続き、新規返礼品の開拓に注力するとともに、デジタル広告を活用した効果的なＰＲを展開し、さらなる寄附額の拡大に努められたい。

ＪＲ烏山線の利用者数増加に向け、関係機関と連携した様々な取組については評価する。今後も、市内で開催されるイベント等の連携に努めるとともに、令和７年度から導入されたサイクルトレインや、電動アシスト自転車ＬＵＵＰ等を効果的に活用し、地域内外からの誘客と、さらなる利用向上を図られたい。

小型家電や製品プラスチックリサイクル等の回収、ごみ分別アプリの利用について、市民への周知徹底を図られたい。

また、保健衛生センター及び関係市町と緊密に連携し、広域的な観点から、一層のごみ減量化と資源化の推進に努められたい。

デマンド交通について、一定の利用実績が確認できる一方で、委託内容や運営業務における効率化の余地が見受けられる。今後は、利用者の実際の移動ニーズを的確に踏まえた運行形態について、速やかに再検討を行い、限られた財源の中で、持続可能かつ実効性の高い運行体制の確立に努められたい。

総務課。

頻発化・激甚化する風水害や猛暑などの災害に対応するため、指定緊急避難所における空調整備を検討し、避難環境の快適性と安全性の確保に努められたい。また、避難所運営に不可欠な各種物資の備蓄及び調達体制の強化を図り、いかなる状況下でも迅速に対応できる、万全の受入れ体制を確立されたい。

防災行政無線は、災害発生時における迅速かつ確実な情報伝達の要であり、その充実は急務である。既に先進的な整備を進めている他自治体の実例を十分に調査・研究し、本市の地理的・地域的特性に最も適合した、効果的かつ信頼性の高い防災行政無線システムの再構築に向

けた具体的な検討を早急に進められたい。

市の課題解決に向けた組織の持続的な発展と、職員個々の主体的な成長につながる実効性のある人事評価制度の運用に努められたい。あわせて、多様な行政需要に対応するため、職員のメンタルヘルスの保持・増進に向けた相談・支援体制の充実など、総合的な健康管理体制の推進を図られたい。

税務課。

大口滞納に対するこれまでの着実な取組と、その成果は評価する。引き続き、丁寧かつ的確な納税交渉を重ね、事案の早期解決と収納率の一層の向上に万全を期されたい。

また、特定の一握りの事案にとどまらず、全般的な滞納事案に対しても、きめ細かく的確に対応することで、税負担の公平性を厳正に確保するとともに、市民全体の納税意識の醸成及び向上につなげるよう努められたい。

各金融機関に対する預貯金等照会業務のオンライン化は、行政側と金融機関側の双方における事務負担の大幅な軽減につながるものである。その機能を最大限に活用し、滞納処分のより一層の迅速化や効率化を図られたい。

口座振替キャンペーンなど、納税者が納税しやすい環境づくりの推進を評価する。今後は、多様な決済手段のニーズに対応し、口座振替やキャッシュレス納付の利便性の周知に努められたい。あわせて、自発的な納付意欲の向上につながる効果的な広報を展開し、納期内納付の定着と収納率の向上を、強力に推進されたい。

議会事務局。

議会におけるペーパーレス化の推進は評価するが、傍聴者に対しては、一般質問通告書等を紙で資料提供するなど、傍聴者が本会議の内容や議論の流れをよく深く理解できるよう、市民目線に立った効果的な情報提供の工夫について検討されたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（相馬正典）　　次に、認定第１号及び認定第２号から認定第５号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長、渋井由放議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、渋井由放議員。

〔文教福祉常任委員会委員長　渋井由放　登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（渋井由放）　　皆さん、こんにちは。文教福祉常任委員長の渋井でございます。これより、決算審査の結果の報告を申し上げます。

令和８年９月１日の本会議におきまして提案され、同月７日に本委員会に付託されました、市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和７年度那須烏山市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、９月８日及び９日の２日間にわたり、南那須庁舎第

２委員会室において、文教福祉常任委員会の委員５名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、市民課。

書かない窓口等の導入に伴い、市民アンケート調査等を通じて、利用者の評価や意見を把握・反映している取組は高く評価する。今後は、こうした利用者視点に立った窓口改革や評価の仕組みを、市民課のみならず、全庁的な部署及び事業へと幅広く展開されたい。

コンビニ交付の推進や、各種手続のデジタル化・機械化に伴い、来庁者数や業務構造が変化していることを踏まえ、適切な業務の効率化とスリム化を進められたい。

また、有給休暇の取得促進や、時間外勤務の削減など、各課の模範となる働き方改革の推進に、率先して取り組まれたい。

健康福祉課。

災害時において、自力での避難が困難な高齢者や障がい者等を確実に支援するため、避難行動要支援者名簿の正確な更新と、適正な管理に努められたい。さらに、自治会や自主防災組織、関係機関との連携の下、名簿に基づいた実効性のある個別避難計画の作成及び防災訓練での活用を強力に推進されたい。

高齢者の要介護を防ぎ、健康寿命を延伸するためには、早期からのフレイル予防が、極めて重要である。なすから健康マイレージ等のインセンティブ制度を効果的に組み合わせることで、市民が楽しみながら主体的に運動や健診、地域活動へ参加できる機会を創出し、予防意識の向上と健康増進を図り、医療費の削減に努められたい。

こども課。

こども課発案により、児童相談所職員を講師として招聘し、学校の教職員と共に虐待対応や相談方法について勉強会を開催した取組は、教育現場と連携したリスク察知能力の向上や、虐待の早期発見や適切な初期対応にもつながった、非常に優れた施策であり、高く評価する。今後も、関係機関とのデータ共有や連携強化を図り、子供たちの安心安全を守る体制のさらなる発展に努められたい。

本市において、子育てに関し、妊娠、出産から乳幼児、学童期に至るまで、切れ目のない支援が充実している点は、高く評価する。なすから赤ちゃん応援券事業や、先天性股関節脱臼検診費用の助成など、本市独自の支援策を実施し、それが他の市町へ広がっている。今後も、市民の声を拾い上げ、さらなる手厚い独自支援を推進することを期待したい。

学校教育課。

海外派遣事業については、参加に伴う個人負担等の費用が高額であることから、参加できる児童生徒が一部に限られてしまうという課題がある。このため、派遣先の選定や、単に児童生徒を派遣するのみならず、外国からの受入れ事業の充実を図ることが重要である。受入先のホストファミリーや、学校等の負担感に配慮しつつ、費用を抑えた形態の導入や、リモート技術の活用、中学校における円滑な受入れ体制の構築など、効果的かつ持続可能な方法を検討・推進されたい。

部活動の強制加入の見直しや、地域移行の推進に当たっては、生徒自身のニーズや、地域における指導者・受入れ等の確保状況を十分に踏まえ、児童生徒の健全な育成に資する持続可能な形での推進を進められたい。

教員の資質向上と定着を図るため、なすからステップアップ研修会をはじめとする各種研修制度を、今後とも継続・充実させ、質の高い学校教育体制の確立に努められたい。

生涯学習課。

図書館において、指定管理者制度を導入・活用することで、民間事業者のノウハウを生かした質の高いサービス提供や、親しみやすく魅力のある図書館づくりが着実に実施されている点を高く評価する。今後も、利用者のニーズを的確に捉え、さらなる発展に努められたい。

本市が保有する貴重な文化財や歴史的資料の適切な保存・管理に努めるとともに、デジタル活用や展示機会の拡充を図り、市民や子供たちが文化財に親しめる環境を整備されたい。また、学校教育との連携や、学習講座等を通じて、郷土愛の醸成と次世代への継承を図るとともに、那須烏山ジオパーク構想に関する保全活動や、地域の自然・地質資源を生かした学習・魅力発信を推進されたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（相馬正典）　　次に、認定第１号、認定第７号及び認定第８号の所管事項について、経済建設常任委員会委員長、堀江清一議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、堀江清一議員。

〔経済建設常任委員会委員長　堀江清一　登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（堀江清一）　　皆さん、こんにちは。経済建設常任委員会委員長の堀江でございます。

令和８年９月１日の本会議において提案され、同月７日に本委員会に付託された、農政課、商工観光課、建設課、都市整備課、上下水道課及び農業委員会の令和７年度那須烏山市の一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算について、９月８日及び９日の２日間にわたり、議員控室にて、経済建設常任委員会の委員５名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。

その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず最初に、農政課。

園芸振興対策事業費補助金及び多面的機能支払交付金等について、生産者にとって有利な制度であるため、さらなる周知に努め、新規に限らない担い手育成や確保のため、支援体制の充実を図るとともに、遊休農地の解消に努められたい。

八溝そばや中山かぼちゃなどの特産品について、それらを活用した体験活動やイベントの事業拡大により、関係人口の創出を図るとともに、新たな農産品の発掘に向け、なすからブランド認証に向けて、商工観光課と十分に連携し、付加価値を伴った地域ブランド力の向上や魅力発信に努められたい。

次に、商工観光課。

なすからブランドについて、認証後の効果を継続的に検証するとともに、認証品のＰＲを図るほか、農産品等の新規認証に向けて関係課と連携を強化し、市の魅力発信や産業振興に努められたい。

創業者支援事業について、地域活性化のため、魅力ある事業に展開する可能性があることから、那須烏山商工会と連携強化し、チャレンジショップ那須烏山ここカラを中心に、創業までの支援で終わることなく、創業後の相談等はもちろんのこと、伴走支援のさらなる強化を図り、創業者に対し、寄り添った支援が充実するように努められたい。

次に、建設課。

市道等の維持管理について、今後、支障木を含めた市道等の維持管理が難しくなることが予想されることから、関係課や地域活動団体と連携を強化し、市民生活の利便性及び安全性の向上を図るため、より道路維持に重点を置くなど、道路環境の適正な確保に努められたい。

市空家等対策計画について、次期計画策定に当たっては、空き家等実態調査の結果を踏まえ、国の空き家対策総合支援事業を積極的・効果的に活用することにより、空き家等情報バンクをさらに充実させ、また民間活力も視野に入れた空き家対策の推進に努められたい。

都市整備課。

烏山駅周辺地区整備事業について、今後の展開における本市の重要案件になることから、市民に対し、適切な時期に十分かつ丁寧な説明と情報提供を行うとともに、市民の意見等を踏まえ、事業展開されるよう努められたい。

防災集団移転促進事業について、事業計画の国土交通大臣の同意を受けたことから、さらにスピード感を持って事業展開が図れるよう、引き続き、対象となる市民に寄り添った丁寧な対応により、迅速かつ着実に事業計画の実施に努められたい。

上下水道課。

水道事業の有収率について、衛星技術を活用した漏水調査の結果、改善効果は限定的であったことから、新たな視点として、配水池に設置された流量計の老朽化による精度の低下の可能性を調査するとのことだが、さらに先進事例を研究し、本市に合った有収率対策を検討され、有収率の向上に努められたい。

浄化槽整備の普及率について、その向上対策として、補助事業を見直したことは評価できる。下水道事業について、水洗化率向上のため、現行の補助事業を含め再考するとともに、戸別訪問等を粘り強く実施するなど、環境保全や公平性の観点から、下水道接続の必要性を伝える工夫を検討され、水洗化率の向上に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の報告といたします。

○議長（相馬正典）　　以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、認定第１号から認定第８号までについて、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

１４番平塚英教議員。

〔１４番　平塚英教　登壇〕

○１４番（平塚英教）　　１４番平塚英教でございます。ただいま上程されております、令和７年度決算の認定、第１号から第８号までの８議案ありますが、私は、私が所属しております総務企画常任委員会で審査した以外の、認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計及び認定第２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計、認定第４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計、認定第５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計の４議案については、収納に関する部分は、総務企画常任委員会で了としたところでありますが、政策的な課題について、公正で民主的な、市民が主人公の市政を目指す立場から、市民のための行政をさらに改善を求めて、反対討論を申し上げます。

令和７年度の本市の一般会計決算は、歳入で１４８億４，７５４万１，２８２円で、歳出は１３９億６，３２０万６６７円でありました。

歳入の面では、収入未済額が４億６，４１１万５，４５９円であり、調定額の３％に達してお

ります。特に市税関係、固定資産税につきましては１億９，３８１万６，２４４円であり、不納欠損額は８２４万７，１６６円でありました。

市税の固定資産税の大口滞納整理をはじめ、税収の収納対策は評価いたしますが、さらに努力を期待するものであります。

地域経済は、物価高騰や景気低迷の中で税収が伸びない下、行政に当たりましては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金・交付金を国に強く求めていただきたいと思います。

首都圏への大動脈である本市の公共交通の要、ＪＲ烏山線は、乗降客・利用客をいかに増やすか、具体的な乗車運動を本格的に展開すべきであります。市執行部を先頭に、まず烏山線に乗って、利用向上を図っていただきたいと思います。

本市が事業主体となって進めております防災集団移転促進事業につきましては、総体事業費がどれだけかかるのか、また本市の直接負担がどれだけかかるのか、その必要財源の見通しも、いまだ明らかにされておりません。改めて、防災集団移転促進事業の総体事業費の見通しと、本市の直接負担経費を明らかにしていただきたいと思います。

令和６年度から５年間のまちづくりの指針となる第３次総合計画、３年目でありました。この計画は、目指す将来像として、「地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくり」の実現に向けて、市民と共に全員参加・協働のまちづくり、持続可能な財政運営、広域的自治体間連携強化、この３本柱を意識して、各種施策に取り組んできたものであります。

しかしながら、本市は、消滅可能性都市として挙げられており、この課題に対する危機感が明確ではありません。企画力・実践力が市民に伝わっていないのが実状ではないでしょうか。本市がこれからどのように進んでいくのか、本市の行政の総力を挙げた、オール那須烏山市体制を、市民の知恵と協働の力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進めるよう、求めるものであります。

令和６年度から、合併算定替が一本化となり、平成２８年度と比較しますと、年間に５億円も地方交付税が減らされているというような状況にあります。このような財政状況の下で、本市の大規模事業として、集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないために、さらなる努力を期待するものであります。

市民に対して情報公開を徹底し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮し、本市の将来を見据えた方針を立てて、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう、期待するものであります。

特に、本庁舎整備につきましては、主役である市民の意向調査は欠かせません。市総合計画策定の際にも２，０００世帯、防災無線の意向調査でも３，０００世帯へのアンケート調査を実

施しております。全市民に関わり、また、市の将来に関わる本庁舎整備につきましても、全世帯アンケート調査を実施するなど、改めて求めるものであります。

歳出の面におきましては、これまで実施されてまいりました、１８歳までの子供の医療費の無料化、小中学生の給食費の一律２，０００円補助、通学生の定期代・バス代の助成、これに加えまして、令和７年度は新規事業として、市内全市道の照明ＬＥＤ化、児童生徒タブレットに心の健康アプリの導入、２つの中学校に教育支援センターを設立するなど、評価できる事業を展開されたところであります。

しかし、定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であり、全市を挙げて産業振興に取り組まれ、地元企業と一体となって取り組んでいただきたいと考えます。特に、定住促進や空き家対策の推進につきましては、条例を制定して受入れ体制を整えていただきたいと思います。

定住促進事業を進める前提として、限りない本市への交流人口の増加を図る取組が必要であります。その拠点施設となる、他自治体でも既に実施しております道の駅の整備は欠かせません。実現するためのさらなる調査研究を、改めて求めるものであります。

さらに、各種会計の拠出金につきましても、高くて払えない国民健康保険税軽減のために、一般会計から繰り入れ、また後期高齢者医療保険、介護保険につきましても、一般会計からの繰入れを求めるものであります。さらに、国・県へのさらなる助成を強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営が厳しさを増す中で、財政執行に当たっては、無駄をなくし、効率的な財政執行を図るように、まちづくりにつきましては、住民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

財界主導の構造改革が久しく行われ、社会保障が削られ、労働法制の改悪など、ますます都市と地域の格差が広がっております。そして、法人税を減税する一方で、社会保障の財源と言いながら、消費税１０％増税を実施しているところであります。消費税は、低所得者ほど負担の重い不公平税制であり、物価の高騰の中にあって、国民生活も日本経済も大変な状況にあります。政府は、来年の４月から、食料品の消費税を１％に減額するとしておりますが、将来はなくすべきと考えるものであります。このような中で、本市の市民生活と商工業を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業分野でも、地域農業の存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるよう、求めていただきたい。

本市独自の農政あるいは集団営農を育成され、中山間地の農業を守り、所得補償と価格保証、生産者の経営が成り立つ、後継者の育つ農業行政を期待するものであります。

また、各種団体への補助金交付につきましても、活動実態の見えないものがあり、改善を求めるものであります。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、住民サービスの向上のために行うのが行政改革であります。

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合は、あくまで市民本位に進めるべきであり、実際に地域住民に使われている必要な公共施設を、一方的な行政の統廃合で進めるやり方には同意できません。

税収不足の折、大変な思いをされている市民の皆さんの生活を思い、本市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう、改めて求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、住民こそ主人公の立場で、お役所仕事・マンネリ化を打破して、無駄のない、市民に信頼される行財政執行を求めて、一般会計への反対討論といたします。

次に、認定第２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計につきましては、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で、反対討論を行います。

平成３０年度から、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管され、県が示した標準保険税に基づき、本市の税率はやや下がったわけでありますが、医療給付に対する国庫負担の大幅な削減、度重なる国の医療改悪の下で、不況やリストラ、所得を減らしている市民・納税者が耐え切れず、大変な状態にあります。

こういう中で、令和７年度の国民健康保険税の収入未済額は２，３４７万９，９６７円となっており、抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者は、令和７年度現年課税分で１１２世帯、また特別療養世帯は、８月１日更新時で２１世帯あります。命に関わる国保事業、特別療養世帯通知の発送ではなく、全世帯に保険証交付を求めるものであります。

憲法に基づく社会保障要件として、低所得者を中心とした保険事業でありますから、保険証の取上げはやめていただきたいと思います。

本来の国保事業に建て直す立場から、第一に、国保事業については、国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻すように求めていただきたい。

第二に、国保事業は命に関わる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたい。

第三に、医療・疾病予防強化を図り、早期発見・早期治療で、積極的な取組をお願いするものであります。

第四に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の社会保障・保険事業に取り組まれるよう、求めるものであります。

保険証を廃止して、マイナンバーカード一本化の強制執行は、様々な問題が解決されておらず、皆保険を危うくするものであり、この問題について指摘をしておきます。

次に、認定第４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療保険特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保険事業として見直す立場から、反対討論を行います。

度重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者締め出し・重病化が深刻な社会問題となっております。

後期高齢者医療保険は、原則として、医療費は１割本人負担でありますが、７５歳以上の高齢者の医療費窓口負担が２割、さらに現役並みの所得の方は３割に引き上げられているところであります。

本決算におきましても、高齢者の命と健康を守る立場から、第一に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療保険制度を改め、高齢者を含め、国民の命と健康を守る医療制度を、改めて国に求めていただきたい。

さらに、後期高齢者の広域連合にため込まれている財政調整基金や保険給付等、支払準備基金を取り崩して、均等割・所得割の引下げを求めていただきたいと思います。

さらに、予防医療の充実・強化、特に訪問診療充実に努めていただきたい。

また、高齢者が安心して、生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたい。

さらに、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財源措置を国に求めていただきたいと思います。

収入未済額１２１万２，５００円の解決を求めます。

最後に認定第５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算につきましては、高齢者に十分な対応が図られ、実態に即した介護保険制度に改善がされるよう、反対討論を行います。

発足当時から、介護保険の問題として、介護認定を受けた方が介護サービスの負担が重いため、必要な介護サービスを辞退するケースがあります。介護保険の保険給付の引上げ、また高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっており、３年に一度の介護報酬の改定で訪問介護基本報酬の引下げとなっており、小規模事業者が倒産するなどの問題も発生しております。全国で怒りと不安が広がっているこの訪問介護基本報酬の引下げを撤回するよう、国に求めていただきたいと思います。

さらに、保険給付抑制のために、利用者の２割負担を対象拡大、介護度１・２の給付を外し、ケアプランの有料化を狙っております。このような改悪に強く反対し、国の社会保障の一環と

して介護保険制度をしっかりと守るよう、求めていただきたいと思います。

本市は、高齢化の進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療・介護・福祉・住まい・生活支援サービスを総合的に進める地域包括支援システムの確立を早急に進めながら、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進されるよう、全力で取り組んでいただきたいと思います。

介護保険制度の度重なる改悪の下で、本市においても介護保険事業を強める立場から、介護保険サービスの基盤の整備を図り、施設入所待ちのないように、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが受けられるよう、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実・強化を求めるものであります。

介護保険につきましても、収入未済額が１４９万２，３９８円あり、解決を求めます。

今後、市行政につきましては、引き続く地方の景気低迷の中、市の課題は山積しており、さらに市民が主人公の立場に立って、無理・無駄のない財政再建の道を進むよう、国の制度改悪から地方自治と市民生活を守ることを強く求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（相馬正典）　　次に賛成討論の発言を許します。

７番髙木洋一議員。

〔７番　髙木洋一　登壇〕

○７番（髙木洋一）　　議席番号７番、髙木洋一でございます。私は、認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてまでの８議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行います。

令和７年度の一般会計歳入総額は１４８億４，７５４万円余で、歳出総額は１３９億６，３２０万円余と、いずれも前年度比増額でありました。

実質収支額は８億３，９５９万円余で、決算処分として、財政調整基金に２億２，０００万円、市有施設整備基金に１億円、庁舎整備基金に１億円、計４億２，０００万円の積立てを行っております。

また、特別会計の５会計合計におきましても、歳入総額６４億５，６５０万円余、歳出総額６２億５，００１万円余と、前年度と比較しまして、歳入歳出ともマイナスとなりました。

次に、公営企業会計でありますが、水道事業会計につきましては、事業収益６億１，９７３万円余、事業費用５億４，８０５万円余で、純利益は７，１６８万円余であり、前年度と比較すると、３，２７２万円余増加しております。

次に、下水道事業会計でありますが、事業収益３億６，７４５万円余、事業費用３億２，５０８万円余であり、純利益は４，２３７万円余となりました。

この結果、財政構造の弾力性を示す経常収益比率は９１．４％と、前年度と比較すると３．０ポイント悪化しております。健全化判断比率に関しましては、４つの比率のうち、実質

赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率については、該当はなく、実質公債費比率は７．２％から６．５％に改善されており、令和７年度の予算執行は、おおむね適切に履行されたものと、良好な状態と言えるものであります。

歳入に関して注目してみますと、普通交付税については、前年比で３．９％、１億６，９０３万円余を上回り、また自主財源の柱である市税収入におきましては、前年度と比較し３．１％、１億４９万円余が上回りました。これは、国の総合経済対策における個人住民税の定額減税が終了したことや、個人市民税の所得割が、税額の増加があったことが要因であります。

税の収入対策は、職員の皆さんの御苦労も多いことと存じますが、今後も御活躍を祈念しております。

さて、令和７年度は、那須烏山市第３次総合計画の３年目となり、歳入におきましては、収税対策はもちろんのこと、ふるさと納税の推進や債券購入による基金運用等、財源確保に努められており、歳出におきましては、市道照明のＬＥＤ化事業、清水川せせらぎ公園の整備事業や物価高騰対策地方創生臨時交付金を活用した学校給食費への助成事業、プレミアム商品券等発行事業の実施など、市執行部におかれましては、様々な有利な財源等を活用し、市民目線で事業に取り組まれました。

本市の懸案事項である防災集団移転促進事業や新庁舎整備など、今後も多くの事業が山積しておりますが、市執行部におかれましては、市民が主役のまち那須烏山市の実現に向け、邁進されることを祈念しております。

これらの決算につきましては、私たち議員が全会一致で選任いたしました監査委員に審査いただき、また、本会議において全ての議員による総括質疑の後、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査してきたところであります。

その結果は、ただいま常任委員長から報告のありましたとおり、全ての会計において認定すべきと考えます。

最後になりますが、ただいま各常任委員会委員長の報告に付されました意見を、執行部におかれましては真摯に受け止めていただき、速やかに対応していただきますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第１号　令和７年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬正典）　　起立多数と認めます。よって、認定第１号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を１１時５分ということにします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時０５分

○議長（相馬正典）　　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、認定第２号　令和７年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬正典）　　起立多数と認めます。よって、認定第２号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号　令和７年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、認定第３号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第４号　令和７年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬正典）　　起立多数と認めます。よって、認定第４号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号　令和７年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬正典）　　起立多数と認めます。よって、認定第５号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第６号　令和７年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、認定第６号については、原案のとおり

認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第７号　令和７年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、認定第７号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第８号　令和７年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、認定第８号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第２　請願書等審査結果の報告について

○議長（相馬正典）　　日程第２　請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長から報告を求めます。

まず最初に、総務企画常任委員会委員長、平塚英教議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、平塚英教議員。

〔総務企画常任委員会委員長　平塚英教　登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（平塚英教）　　総務企画常任委員会委員長の平塚でございます。総務企画常任委員会の請願書等の審査結果について、報告いたします。

去る９月１日の本会議におきまして、当総務企画常任委員会に付託されました、陳情書第８号　庁舎整備検討委員会の設置について、陳情書第１０号　広域避難について及び陳情書第１１号　共同（公用）井戸について、以上の３件の審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

９月８日に、委員会委員全員出席の下、第１委員会室におきまして、全ての陳情について提出者の説明を受けました。そして、翌９日に慎重に審査を行ったところであります。

まず、陳情書第８号　庁舎整備検討委員会の設置についてでございますが、委員の中には、市民の立場に立って、市議会独自に庁舎整備に関する調査研究は必要であり、この陳情書に賛成するとの意見もありましたが、その他の委員の反対多数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議会内における特別委員会の設置につきましては、６月４日に開催された全員協議会

において協議した際に、議員全員が出席する協議の場として議員全員協議会があることや、現時点における特別委員会設置の必要性について意見があり、現段階では、庁舎整備に関する特別委員会は設置しないことで議員全員が了承したところでありました。

しかしながら、庁舎整備については本市にとって極めて重要な案件であり、市民への説明責任や手続の透明性の確保は不可欠であります。６月４日の議員全員協議会において、特別委員会の設置の必要性は、事業の進捗状況に応じて適宜協議することとしておりますことから、今後は、都市整備課を所管する経済建設常任委員会と連携を図りながら、事業の進捗を注視してまいります。

なお、庁舎整備に関しては、市議会全員協議会で今後も協議を進めながら、必要があれば市議会において調査整備検討委員会設置も検討するということで、常任委員会での論議となったところであります。

次に、陳情書第１０号　広域避難につきましては、受入れ自治体との慎重な協議や体制整備についての調査研究が必要であること、近年、顕著となっている豪雨をはじめとする多様な災害には、一刻も早く備える必要があるなどの意見がありました。

これらを踏まえ、賛成多数により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第１１号　共同（公用）井戸については、井戸の設置を検討することと併せて、生活水確保の現状を調査すべきである、各地域における井戸の設置状況を把握する必要があるなどの意見がありました。

これらを踏まえて、陳情の趣旨は賛成できるものであり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（相馬正典）　　次に、経済建設常任委員会委員長、堀江清一議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、堀江清一議員。

〔経済建設常任委員会委員長　堀江清一　登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（堀江清一）　　経済建設常任委員長の堀江でございます。請願書等審査について報告いたします。

去る９月１日の本会議において、当経済建設常任委員会に付託された陳情書第７号　龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改修を求める陳情について、陳情書第９号　庁舎整備の住民投票について、陳情書第１２号　烏山いろはかるたの看板修繕を求める陳情について及び陳情書第１３号　那須烏山市空家等対策計画についての審査の経過とその結果について、報告を申し上げます。

９月８日に、議員控室において、委員全員出席の下、陳情者の陳情要旨の説明及び商工観光

課、建設課及び都市整備課の職員から質疑等を行い、慎重に審査を行った結果、まず陳情書第７号については、陳情の趣旨は理解するものの、新たに寄贈として更新された３年目の男子用小便器であることから、その臭いの原因を調査するとともに、寄贈者の意向を確認する必要性、観光地であることから、陳情箇所の小便器を含め龍門の滝周辺の公衆トイレ全体的な修繕等の必要性も含め検討する必要があるとの意見により、全会一致で継続審査とするべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第９号については、本市にとって重要な案件である庁舎整備に関しては、庁舎整備検討委員会において、専門的かつ丁寧な審議の結果を尊重しつつ、執行部と議会において十分な審議を尽くし意思決定する重責を、市民の直接選挙によって選ばれた議員が担っているなどの意見により、反対多数により不採択すべきものと決定しました。

なお、不採択に反対とする意見として、新庁舎整備は、本市の将来に重大な影響を及ぼす重要課題であり、住民投票は、通常の手続では把握し切れない民意を反映し得るが、二元代表制への影響も含め、慎重な検討を要するため、本陳情は、調査研究をさらに深めた上で判断すべきものであるとの意見がございました。

次に、陳情第１２号については、陳情の趣旨は理解するものの、その利活用にあっては、執行部において所有権を含めた設置者の意向を確認すること、単に修繕することがよいのか、ＡＲ技術等を活用し、新たな付加価値を見いだす必要性を検討し、加えて文化の伝承の教育施策の観点から、観光ＰＲ発信等の観光施策の観点から、関係課の横断的な連携が必要であること、窓口となる所管課も含め調査する必要があるとの意見により、全会一致により継続審査すべきものと決定しました。

最後に、陳情書第１３号について、現行の本市空家等対策計画は、国の空き家等対策総合支援事業を活用するため策定した計画であり、実際の事業に対する国の補助の交付を受けている状況にある。また次期計画策定に当たり、国の支援を受ける新たな事業も盛り込むことも想定されることから、次期計画策定に委ねるべきものであるとの意見により、全会一致により不採択すべきものと決定しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（相馬正典）　　以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　次に、賛成討論の発言を許します。

２番東原勇二議員。

〔２番　東原勇二　登壇〕

○２番（東原勇二）　　私は、陳情書第９号　庁舎整備の住民投票に関する不採択の決定について、大変重要な事案と考え、不採択賛成の立場から討論を行わせていただきます。

皆さん御存じのとおり、地方公共団体は二元代表制により成立し、市長の執行機関に対し、同じく市民から選ばれた我々市議会議員は、一般市民の代表として、議員同士の論理的・客観的な議論を通した上で、議決機関としての使命と責任を持って、議会としての意思決定をするものであります。すなわち、議決権の行使こそが我々議会の最大の権限であります。

私は、そのために市議会議員に立候補いたしました。恐らくここにいる新人議員の皆様も、同じ思いがあると思います。住民投票は、その我々がやらなければならない当然の使命と責任を放棄するものであり、我々の存在意義そのものを否定する行為であると思料いたします。恐らく、自ら市庁舎一つ決められないような議会は、自らの能力のなさを世間に知らしめるものであり、市民また他の議会から、いい笑い物になると考えております。

また、庁舎整備に関する議論は、これまで幾度となく検討されてきており、令和７年６月には、ＪＲ烏山駅周辺を庁舎整備の候補地とする庁舎整備基本構想を議会が議決していることも存じております。私たちの議会が決定したことを、やみくもに放棄してしまうことは、自らが行った行為を自ら否定することにほかなりません。そんなことをすれば、那須烏山市議会の信用は失墜し、ひいては今後、市議会が決定したことを、市民はまともに取り合わなくなるおそれさえあります。

そして、このことは、これまで長年、市議会の信用と権威を守り抜いてきた市議会議員諸先輩の思いにも反するものであると考えます。

今、私がここで申し上げてきた一連の意味を勘案いただければ、住民投票に委ねてしまうことが、いかに無責任な行為であるかを御理解いただけると思います。市庁舎整備に関して、市議会として、これまで幾度となく検討を重ねてきた経緯を考えれば、それらを最大限に尊重すべきと考えます。

私の考えに御賛同いただき、不採択の決定に賛同いただきますことを強くお願い申し上げ、不採択の賛成討論とさせていただきます。

○議長（相馬正典）　　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第８号　庁舎整備検討委員会の設置について、報告のとおり不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、陳情書第８号　庁舎整備検討委員会の設置については、報告のとおり不採択とすることとします。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第１０号　広域避難について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって陳情書第１０号　広域避難については、報告のとおり採択することとします。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第１１号　共同（公用）井戸について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって陳情書第１１号　共同（公用）井戸について、報告のとおり採択とすることにします。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第７号　龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改善を求める陳情について、報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、陳情書第７号　龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改修を求める陳情については、報告のとおり継続審査とすることにます。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第９号　庁舎整備の住民投票について、報告のとおり不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議がありますので、起立によって採決をいたします。

報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬正典）　　起立多数と認めます。

よって、陳情書第９号　庁舎整備の住民投票について、報告のとおり不採択とすることとします。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第１２号　烏山いろはかるたの看板修繕を求める陳情について、報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、陳情書第１２号　烏山いろはかるたの看板修繕を求める陳情については、報告のとおり継続審査とすることとします。

続きまして、日程第２　請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第１３号　那須烏山市空家等対策計画について、報告のとおり不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典）　　異議なしと認めます。

よって、陳情書第１３号　那須烏山市空家等対策計画について、報告のとおり不採択とすることとします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（相馬正典）　　以上で、９月１日から本日まで１６日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。

各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年第５回那須烏山市議会９月定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

［午前１１時３０分閉会］

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和８年１１月２０日

議　　長　　相　馬　正　典

署名議員　　佐々木　　豊

署名議員　　大　橋　　誠